

議案第64号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づく事務に係る手数料)」に改め、同条中「大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例」を「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例」に、「ふぐ販売営業の」を「ふぐ処理業の」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪府条例第90号）附則第3項の規定により眼球等除去営業（同項に規定する眼球等除去営業をいう。）をすることができる者から申請された大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づく事務に係る手数料については、第19条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づく事務に係る手数料の特例を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（抄）

(大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の規定に基づく事務に係る手数料)
ふぐ処理業等

第19条 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）の規定に基づ
ふぐ処理業等

くふぐ販売営業の許可の申請に対する審査については、1件につき6,600円の手数料をその申
ふぐ処理業

請をする者から徴収する。

附 則

1 - 2 省 略

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条
例の一部を改正する条例（平成29年大阪府条例第90号）附則第3項の規定により眼球等除去営
業（同項に規定する眼球等除去営業をいう。）をすることができる者から申請された大阪府ふ
ぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づく事務に係る手数料については、第19条の規定は、
適用しない。